

議案第44号 大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第44号 大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正
する条例の制定について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、この条例に規定する公衆浴場の措置の基
準のうち、公衆浴場の浴槽水の水質に係る部分については「公衆浴場
における水質基準等に関する指針」(平成12年12月15日付け生衛発
第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要
領等について」別添1)に基づき規定しておりますが、このたび同指針
の「大腸菌群の数」に関する規定が令和6年12月18日付けで「大腸菌
の数」に改正され、令和7年4月1日から施行されることとなったため、
条例の該当部分について、同様に改正するものです。

なお、国の指針が改正されたのは、これに先立ち改正された環境基
本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準項目のうち、糞便汚染
の指標であった「大腸菌群数」が、簡便な大腸菌の培養技術が確立さ
れたこと等を踏まえ、自然由来の細菌を除外し、よりの確に糞便汚染
を捉えることができる「大腸菌数」に改正されたことに倣ったものです。

施行日は国の指針の施行日に合わせ令和7年4月1日としております。

3ページをお願いいたします。

新旧対照表となりますのでご参照ください。

以上で、議案第44号 大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。